3　1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該その他の所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

4　一方の締約国の居住者が権利又は財産に関して他方の締約国内において生じたその他の所得の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に関して当該一方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産に関して当該他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。

(a)　当該他方の締約国内において生ずるその他の所得に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b)　いずれの締約国の居住者でもないこと。

第十五条

条約第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条のA

1　一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内から第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2　一方の締約国の居住者が次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。

(a)　個人

(b)　適格政府機関

(c)　法人（その主たる種類の株式が、8(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d)　銀行、保険会社又は証券会社（その者が居住者とされる締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。）

(e)　第四条1(b)又は(c)に規定する者（同条1(b)に規定する者にあつては、当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である年金基金又は年金計画に限る。）

(f)　個人以外の者（(a)から(e)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、発行済株式その他の受益に関する持分又は議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3　一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、七以下の同等受益者が当該法人の発行済株式又は議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

4　2(f)又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a)　源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

(b)　その他のすべての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の日において2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

5　(a)　一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)　当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。

(ii)　当該所得が(b)(ii)に規定する営業又は事業の活動に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(iii)　当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。

(b)　一方の締約国の居住者は、次の(i)から(vi)までに掲げる要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされる。

(i)　当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。

(ii)　当該多国籍企業集団が、五以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において営業又は事業の活動を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの五の国内において当該多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、それぞれ当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。

(iii)　当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。

(iv)　当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。

(v)　(i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。

(vi)　当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であつて6に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。

(c)　(b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得を取得する課税年度の直前の三課税年度について(b)(ii)から(iv)までに規定するそれぞれの総所得の平均がこれらの規定に規定する総所得に関する要件のそれぞれを満たしている場合には、当該所得を取得する課税年度について当該要件を満たすものとみなす。